NRU
国労東海

国鉄労働組合
東海エリア本部

東京都港区新橋５-１５-５
交通ビル７階
発行責任者　上野　力
編集責任者　柳　弘一

20春闘　ベア配分決まる

等級による格差が生じる
専任社員へのベア配分実施

国労の要求

国労東海本部は３月16日、今春闘での８００円のベアに対して、「８００円を全て全等級に一律加算すること」を基本として、ベースアップの配分について会社に申入れを行いました。

要求は、①「８００円を全て基本給に一律加算すること、②専任社員についても社員に準じてベアを実施すること、③シニア契約社員の基本給を社員に準じて引き上げること、④契約社員の基本給を社員に準じて引き上げること、⑤臨時社員の基本賃金を新賃金比率の０・２５％引き上げること」を求めました。

ＪＲ東海の回答

この要求に対して会社は４月８日に回答しましたが、昨年と同様の方式で、Ｓ２等級の８００円を基本として、等級間での比率計算による方式となり、Ｓ１、Ｓ２、Ｓ３が８００円、Ｊ１とＪ２が６００円、Ｌ３が１３００円と倍以上の格差が生じてしまう結果になりました。

専任社員の配分は、区分Ⅰ（生年月日が昭和32年４月２日以降のもの）が５００円、同（上記に該当しない者）が４００円、区分Ⅱ（生年月日が昭和32年４月２日以降のもの）が５００円、同（上記に該当しない者）が５００円、区分Ⅲが７００円、区分Ⅳが４００円です。

東海本部はこの回答に対して、全社員がベア実施感・公平感のある一律加算が行われなかったことへの強い不満を表明しつつ、各機関との検討を行いましたが、９日17時に妥結の判断を行いました。なお、基本給に組み込まれる２２０００円は各等級ベースアップ後の金額に加算することとなり、今後も比率を計算する場合には２２０００円を入れずに計算する方法をとることになる可能性が高くなっています。また、ベアの実施日は４月１日ですが、精算日は６月25日以降準備出来次第となっています（詳細は交渉情報を参照）。

労働者・国民の安全と生活安定こそ

新型コロナウイルス蔓延に伴う　憲法に緊急事態条項はいらない

新型コロナウイルスの感染は、１月16日に日本で初めての感染者が確認され、３月11日にはＷＨＯ（世界保健機関）がパンデミック（世界的流行）を表明しました。そして日本では、４月７日には７都府県に緊急事態宣言が出され、４月16日には日本全国に緊急事態宣言が出され、不要不急の帰省や旅行、都道府県をまたいで人が移動することを絶対に避けるようにと自粛が要請されました。

新型コロナウィルスはＪＲ各社にも多くの影響を及ぼし、新幹線をはじめとして多くの列車で軒並み乗車率が下がっている状況です。これはＪＲ各社をはじめとして多くの鉄道やバスなどでも同様な状況が生まれています。ＪＲ北海道やＪＲ九州では、業務量の減少を理由に社員の一時帰休を組合と交渉しています。（４月16日現在）

この新型コロナウィルスの影響による経済の落ち込みは、全世界規模で起きており、日本でも過去にない例を見ない規模での経済の落ち込みと雇用不安が広がっています。

そして補償の伴わない自粛に対しては、多くの労働者や国民から怒りの声が上がり、収入が急減した世帯に現金30万円を給付する支援策が出されました。しかし、国が示していた要件は複雑で分かりにくいことや収入が下がっても給付されないなど多くの批判が出され、収入に関係なく国民一人当たり10万円の給付を決定しています。

終息が見通せない状況で今以上に経済に大きな影響を及ぼし、雇い止めや解雇などが発生する可能性もあります。また、今回の緊急事態宣言を憲法に緊急事態条項を持ち込む動きまで出ています。

いま、私たちに求められているのは労働者・国民の生活に対する安全と安定を求め、暴走する政治を監視しストップさせることです。

家族の幸せを災害から守る
交運共済ニュース
火災共済 ＋ オプション保障
火災共済の保障力を、
さらにアップさせる新制度。
近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、
日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、
賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障＋修理費用」。
火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。
B1424401E2144-20150209

類焼損害保障

個人賠償保障

借家人賠償保障＋修理費用

※借家にお住まいの方のみ

オプション保障（類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険＋修理費用）は、共栄火災海上保険㈱を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交運共済（JR職域生協）
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

全世代でフリーランス化が加速へ

日本労働弁護団「雇用の破壊と労働者保護に大きな風穴」

写真は、昨年の「第90回日比谷メーデー」

雇用確保から就業確保へ

政府は2月4日、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年法）の改正案を含む雇用保険法、労災保険法など6つの法律の改正案を束ねた一括法案を閣議決定し、3月17日には衆議院厚生労働委員会において対政府質疑・参考人質疑、18日にも質疑と当日委員会採決が行われ、3月31日には参議院本会議において賛成多数により可決・成立しました。

高年法の改正の柱は、65歳から70歳までの「高年齢者就業確保措置」を事業主の努力義務とします。この措置の選択肢として、①定年の延長、②継続雇用制度の導入、③定年制廃止という雇用に係る措置とともに、雇用以外の就業確保措置として、④業務委託契約を結ぶ制度、⑤企業の社会貢献事業に従事させる制度が加えられ事業主はどれを選択しても構わないとされました。

不安定で保障のない働き方増加の危険

就業確保措置としての④⑤は「雇用によらない働き方」です。雇用契約ではないため被用者保険としての健康保険から外されます。また、労働基準法上の労働者として扱われないため労働時間規制もなく、最低賃金保障や労災保険の適用も受けられなくなります。これらの選択肢から選ぶとなれば、企業は雇用という労働法による規制が外れる業務委託による就業確保を選択するのではないでしょうか。

また、65歳までの雇用については、定年延長・希望者全員の雇用確保・定年廃止が求められており雇用が確保されています。しかし、高年法改正により65歳から70歳までは企業が対象者の限定ができるとされており、希望しても就業できるかどうかわかりません。

20春闘の要求実現に向けて貨物・旅客が一体となって集会を開いた（2月26日、貨物東海支社前）

「働き方改革法」の成立からフリーランス・個人事業主など雇用によらない働き方を推し進めている政府は、この高年法改正により無権利・低収入が問題となっている「非雇用型」の働き方を高齢者雇用から広げようとしています。

全世代型社会保障改革の充実を狙う

日本労働弁護団は声明で、「わが国の雇用を破壊し、労働者保護に大きな風穴を開けるもの」と批判しています。すでに一部の企業では労働契約から業務委託などの切り替える動きも出ていると言います。この動きに弾みとお墨付きを与えかねない改正だと言わざるを得ません。

この「70歳までの就業」や「多様で柔軟な働き方の推進」は安倍政権が掲げる「全世代型社会保障改革」の柱です。年金受給開始時期の拡大や繰り下げ期間に応じた年金上乗せの法案も提出されており、年金で暮らせなければ一生働かざるを得ない状況となります。年金で暮らすことができる選択肢も必要ではないでしょうか。

「全世代型社会保障改革」の柱としての高年法改正は社会保障の支え手を増やす目的があり、年金の受給期間を縮め、給付を減らす狙いがあります。

JR東海のシニア契約社員制度の充実を

JR東海が導入したシニア契約社員制度は、65歳以上の専任社員について職場・個人を限定して雇用するものですが、今回の高年法改正によりその制度が変質する可能性をはらんでいます。東海本部は、シニア契約社員制度の充実を求めてこれからも交渉を強めていきます。